

## 中荘地区自治協議会規約

### (目的)

第1条 本会は、地域住民自らが地域の未来への夢を描き、その実現に向けて行動することによって、賑わいある豊かな暮らしを継続する地域を、地域住民が協力・協働して形成していくことを目的とする。

### (名称)

第2条 本会は、中荘地区自治協議会（以下「協議会」という。）という。

### (事務所)

第3条 協議会の事務所を中荘総合研修会館（奈良県吉野郡吉野町大字宮滝 229 番地の2）に置く。

### (活動範囲)

第4条 協議会の活動範囲は、中荘地区内とする。ただし、他の協議会等と協力し、連携し活動する場合はこの限りでない。

### (事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の情報交換及び交流・親睦に関する活動
- (2) 地域活性化に関する活動
- (3) 健康・福祉に関する活動
- (4) 農業振興に関する活動
- (5) 歴史・文化・産業等情報発信に関する活動
- (6) 地域の防災・防火及び防犯に関する活動
- (7) 環境の保全に関する活動
- (8) 自治会活動との連携に関する活動
- (9) 関係諸団体との連携に関する活動
- (10) 行政との協働に関する活動
- (11) その他目的達成のために必要な活動

### (会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 中荘地区に居住する住民
- (2) 中荘地区で活動する自治会、団体
- (3) 中荘地区に所在する事業所
- (4) その他、会長が必要と認める者

### (役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 若干名

(5) 部会長 副部会長 若干名

(6) 監査 2名

2 役員（部会長・副部会長除く）は、総会において選出する。

（役員の責務）

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。

(4) 幹事及び部会長は、協議会の運営を補佐する。

(5) 監査は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

（役員任期）

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 平成30年度の役員任期は、前項の規定に拘わらず平成31年3月31日までとする。任期を迎え交代する役員は、後任者が決まるまでその任にあたるものとする。

（事務局）

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 協議会は、事務の適正な処理のため、事務局に事務局長を置く。

3 事務局の局長は、会長が任命する。

4 事務局長は、協議会の事務を総括し処理する。

5 事務局に必要なに応じて事務局員を置くことができる。

6 事務局員は、事務局長を補佐する。

（会議）

第11条 協議会の会議は、総会、運営委員会、事業部会とする。

2 協議会の会議は、すべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算についても広く地域住民に周知するものとする。

（総会）

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または、総会の構成員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中より選出する。

5 総会は、40名以上の会員の出席をもって成立する。

6 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

7 総会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 規約の改廃

(2) 役員選出

- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) その他協議会の運営に係る重要事項

(議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、会長、副会長、会計、幹事、部会長及び副部会長をもって構成する。

2 運営委員会は、定期開催するほか、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

3 運営委員会は、会長が招集する。

4 運営委員会の議長は、会長が務める。

5 運営委員会は、役員の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、議決事項は、出席者の過半数で決する。なお、可否同数のときは議長がこれを決する。

6 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業の実施運営の基本的事項
- (3) 緊急を要する重要事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(部会)

第15条 協議会の事業を推進するため、運営委員会の承認を得て部会を置くことができる。

2 部会は、部会員で構成する。

3 部会には、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。

5 部会長は、部会を代表し会務を総括するとともに、部会の議長となる。

6 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

8 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

9 部会で審議した内容については、運営委員会の定期開催時に報告し、情報共有を図るものとする。

(会計)

第16条 協議会の運営及び事業に要する経費は、交付金、補助金、諸収入及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計処理)

第17条 協議会の現金出納その他会計処理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第18条 協議会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において、出席構成員の過半数の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第19条 協議会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席会員の過半数の議決を得なければならない。

(書類の保存)

第20条 当該事業に係る書類は、当該事業終了後5年間とする。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年9月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月13日から施行する。